

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計調査	経済産業省 調査統計部	
2	平成 12 年産業連関表	総務省	

## 2 生産額

投入額により推計した調整項の投入額の合計を国内生産額とした。

## 3 投入額

輸出（普通貿易）の金額に間接輸出割合を乗じた額を商社経由の輸出額とし、その取引額の消費税分（5/100）を調整項とした。

(1) 資料 1 で把握が可能な部門については、製造品出荷額に占める直接輸出の割合を用いて、間接輸出割合を算出した。

(2) 製造業以外については、資料 2 の間接輸出割合を用いた。

## 第3節 粗付加価値部門

## 1 内閣府担当部門

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料 を含む)	経済社会総 合研究所	
2	税務統計からみた法 人企業の実態	国税庁長官 官房企画課	
3	平成 12 年産業連関表	総務省	

## 2 生産額（4 に係るもの）

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料 1 から、「交際費」については資料 2 から産業分の額を求めた。政府、非営利分については資料 3 を利用して「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」のそれぞれごとに、産業分と政府分、非営利分の比率を求め、産業分の額に乘じて求めた。そして、「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」それぞれについて産業、政府、非営利分を合計して生産額を求めた。

## 3 産出額（4 に係るもの）

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料 1 から、「交際費」については資料 2 から得られる産業分類別の値をその業種内で試算表の値で按分し、一次推計値とした。

## 4 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出（交際費）

携帯電話機の取引に係る価格差分（第3部第9章第3節「9110-020 交際費」（注意点）③参照）については、経済産業省が推計しており、前記「2 生産額」及び「3 産出額」による当府の推計額に、別途、加算した。

## 5 推計上の留意点

## ○「福利厚生費」の概念・定義について

福利厚生費は、企業が社員の福利厚生のために支出した費用を計上する項目であり、企業が実際の生産活動に要した財貨・サービスを計上する内生部門とは概念的には区別できる。

問題は個々の財貨・サービスを「福利厚生用」「本来の生産活動用」に実際に分けられるかであり、ある一つの財貨が同じ一つの列部門で両者のために使用されたり、ある列部門では「福利厚生用」のみが他の列部門では「本来の生産活動用」であったりすることが少なくないことである。この点が整理されないと、中間投入と粗付加価値部門に属する福利厚生費との間の区分けが具体的には明確にならない。

平成 17 年表では、このような列部門ごと及び個々の財貨・サービス（行）ごとの整理（列（生産活動）×行（財貨・サ

ービス)のマトリックスのセルごとに福利厚生用か否かを判断し整理すること)ができず、従来どおりの推計となつた。

なお、概念での整理は以下のとおり。

#### 福利厚生費の概念整理

##### 1 福利関係

休憩所、仮眠室、洗面所、給湯室等の備品・消耗品、その他(社員の福利のための契約旅館等への支払い等)

注1) 社員食堂等(企業負担分)の経費は、現物給付として「雇用者所得」に含まれるので、列側では「家計消費支出」が「一般飲食店」または個々の食材を直接投入する。

注2) 企業が社員のために設ける宿泊所、保養所の活動は「宿泊業」(8613-01)に含まれる。

注3) 企業が設置する寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は「住宅賃貸料(帰属家賃)」(6422-01)に含まれる。

##### 2 保健衛生医療関係

医务室、その他(予防接種、健康診断、人間ドック補助等)に係る備品・消耗品

##### 3 娯楽・スポーツ関係

体育館、グランド、プール、各種コート等の備品・消耗品、その他(フィットネスクラブ・遊園地・ゴルフ場との法人契約、社員旅行・スキーツアー等への補助等)

##### 4 上の1~3の施設関係の間接費用

維持管理費、光熱・水道料、賃貸料等

#### 9401-000 営業余剰

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	

##### 2 生産額

資料1により、国民経済計算と産業連関表の概念調整をした上、暫定的に生産額を求め、資料2等により各列部門の値を推計した。しかしながら、当該部門は各列部門の残差項であり、また、推計資料等情報が少ないとから列側の推計値を優先的に考慮して推計した。このため、資料1の投入係数等を使用し列側推計値をチェックした。

なお、最終需要部門と粗付加価値部門の二面等価のための調整を本部門と「9000-00 分類不明」(列)との交点で行った。

#### 9402-000 資本減耗引当

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	
3	簡易延長産業連関表	経済産業省 調査統計部	

##### 2 生産額

主に資料1の値を利用し、このうち「産業」「対家計民間非営利サービス生産者★」部門のみ(=「政府サービス生産者★★」部門を除く)を対象として積み上げた。

なお、資料1では、非金融民間法人企業分について「法人企業統計」(財務省)等を利用するほか、金融・保険業分、住宅賃貸料分、対家計民間非営利サービス生産者(★)分等を別々に推計し、合計して本部門の総額(国内生産額)とした。

##### 3 產出額

資料1においては、「企業内研究」「再生資源回収・加工処理」について部門を設定しておらず、各産業の中に含めているので、これを個別に推計する。

推計式は、「12年産業連関表当該部門資本減耗/12年産業連関表資本減耗計×17年国民経済計算資本減耗計(「社会資本減耗」分を除く)」とする。

次に、資料1の産業別固定資本減耗合計から上述部門の推計額を構成比に応じて減額しさらにそれを資料1の産業別固定資本減耗の比率を用いて国民経済計算ベースの固定資本減耗を作成する。

これを、資料2及び資料3に基づく構成比等により基本分類へ按分した。

#### 9403-000 資本減耗引当(社会資本等減耗分)

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	平成12年産業連関表	総務省	
2	国民経済計算年報(関係する部内資料を含む)	経済社会総合研究所	
3	日本の社会資本一世代を超えるストックー(関係する内部資料を含む、16、17年度)	政策統括官 (経済財政 —経済社会 システム担当)	
4	各種(一般会計、特別会計)決算書(16、17年度)	財務省主計局	

5	財政金融統計月報(国有財産特集)	財務省財務 総合政策研究所
6	公共施設状況調査	総務省自治 財政局

## 2 生産額

資料2、資料3のデータ等をもとに推計した。

具体的には、「資本減耗引当（社会資本等減耗分）」の構成を、①「社会資本」分、②「政府建物等」分、③「ソフトウェア」分、の三つに分けた上でそれぞれを推計し、最後にこれらを合算している。

①は、資料3から得られる「道路」「港湾」「航空」「下水道」「廃棄物処理」「都市公園」「自然公園」「治水」「農業（灌漑施設）」「林業（林道）」「漁業」「学校施設」「社会教育施設等」の13部門別・年度別の新設投資額と災害復旧費をもとに耐用年数で除することで推計した（年度から曆年への換算処理等も同時に実行している）。

※ 「農業」「林業」については、資料3データから土地分の値を分割する注) ことができなかつたため、他の資料データを補足的に活用することで、「農業（灌漑施設）」「林業（林道）」として計上している。

②は、資料4～6にて政府建物価額（対象資産価額）を求め、これに償却率（定額法、旧大蔵省令に基づく）を乗じることで推計、また資料4の対象外となる機関については当該機関の決算書等に基づいて推計、最終的にこれらを合算することで計上。

③は、受注ソフトウェアとソフトウェアプロダクトを対象としており、SNA資料のソフトウェア業の産出先における資本形成成分を耐用年数5年の定額法により推計し、「9402-000 資本減耗引当」と分割した上で加算している。

なお、この国内生産額は、最終需要部門の「9132-10 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）」「9132-20 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）」「9132-30 中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）」「9132-40 地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）」の合計額と一致する。

## 3 産出額

原則的に、国内生産額推計において得られたデータによって、産出先が特定できることから、これらのデータに基づいて推計。

ただし、①社会資本分については、「学校施設」「社会教育施設等」以外は「公務（中央・地方）★★」へ一括計上する。

注) 産業連関表では、土地そのものの評価は計上されないことから、土地評価額の除外処理が必要

## 9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）

### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料 を含む)	経済社会総 合研究所	
2	平成12年産業連関表	総務省	
3	各種(一般会計、特別 会計)決算書 (16、17年度)	財務省主計 局	
4	公共施設状況調査	総務省自治 財政局	
5	簡易延長産業連関表	経済産業省 調査統計部	

## 2 生産額

資料1の「間接税」（＝「生産・輸入品に課される税」）の計数を基本に、産業連関表の「間接税」との部門概念差（一般政府の手数料等が資料2の間接税には含まれている）を調整して求めた。

ただし、消費税については、資料1との概念上の相違（関税・輸入品商品税が産業連関表の「間接税」には含まれていない）から、総務省において別途推計を行い、その値を「国民経済計算」の消費税額の値と差し替えることで計上。

## 3 産出額

国内生産額を以下の3種類の間接税に分割してそれぞれ産出額推計を行い、その後に列部門ごとに合算し、間接税の額とした。

### ① 個別の製品・事業者等を対象とした間接税

個々の間接税を特定の1または複数の列部門に格付けた。複数の部門に格付ける場合は、原則として資料5に基づいて按分で対応した。

個々の間接税の税額の把握には、資料3及び資料4を利用した。

### ② 多くの産業が対象となる間接税

多くの列部門が対象となる間接税は、資料1による経済活動別部門間配分額（84分類）を利用して配分する。これをさらに産業連関表基本分類まで細分化するため、資料5に基づいて按分による配分を行った。ただし、自動車関係税や許可及び手数料については、家計が負担している分もあるので、その分を1/2とみなし、「間接税」としては残りの1/2だけを計上している。

### ③ 消費税

総務省から提供されるデータを活用（財務省提供の「38業種別納稅額データ」、総務省の「本社等の活動実態調査結果」に基づいて得られた数値を、資料5の数値等から得られる理論上の納付額・還付額で按分を行い、処々のネガティブチェックを加えて推計額を計上）。

## 2 厚生労働省担当部門

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済社会総合研究所	
2	補助金総覧 (16、17年度)	総務省自治財政局	
3	厚生労働省資料 (11、12年度)	厚生労働省統計情報部	
4	平成12年産業連関表	総務省	
5	簡易延長産業連関表	経済産業省調査統計部	

## 2 生産額

生産額は、資料1の計数を基本とし、(補助金受入先及び個別補助金の部門格付けにおいて) 資料1と17年産業連関表で相違する箇所を加減修正することで推計した。

## 3 産出額

個々の経常補助金(原則として、政府の決算書の「目」が単位)を特定の1または複数の列部門に格付けることで産出額推計とした。複数の部門に格付ける場合は、資料5による按分によるほか、列部門担当省庁に配分比・配分額の情報提供を依頼するなどした。

## 4 備考

## ○ 産出額推計関係

国が行う雇用保険事業のうち、雇用安定等事業は、一定の要件を満たした事業主に対し、交付金等を給付するものであり、一般的な意味での補助金の交付とは異なるが、産業連関表では従来から経常補助金として扱っている。

なお、平成2年以降では同給付金等の額がかなりの規模となったこともあり、昭和60年表における分類不明への格付けを改め、各列部門(原則全列部門)へ雇用者所得の額等を配分比として活用することにより計上を行っている。

また、経常補助金の国内生産額と個別補助金合計との不整合額(差額)については、計数調整会議を経て各列部門に計上している。この不整合分は主に地方政府の補助金として考えることができる。

## 9311-000 賃金・俸給

## 9312-000 社会保険料(雇用主負担)

## 9313-000 その他の給与及び手当

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国勢調査	総務省統計調査部	
2	事業所・企業統計調査 (13、16、18年)	"	
3	就業構造基本調査 (14、19年)	"	
4	労働力調査	"	
5	科学技術研究調査 (17、18年)	"	
6	住宅・土地統計調査 (15年)	"	
7	消費者物価指数(15年度、17年)	"	
8	工業統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
9	平成16年サービス業基本統計組替集計	"	"
10	本社等の活動実態調査	"	特別調査 (部内資料)
11	平成12年産業連関表	"	
12	独立行政法人評価年報	総務省行政評価局	
13	地方公務員共済組合等事業年報(16、17年度)	総務省自治行政局	
14	地方公務員給与の実態 (17、18年)	"	
15	市町村別決算状況調 (16、17年度)	総務省自治財政局	
16	都道府県財政指數表	"	
17	地方財政統計年報 (16、17年度)	"	
18	地方公営企業年鑑 (16、17年度)	"	
19	国民経済計算	内閣府経済社会総合研究所	
20	法人企業統計(16、17年度)	財務省財務総合政策研究所	
21	国の決算書(16、17年度)	財務省主計局	
22	国家公務員共済組合事業統計年報(16、17年度)	"	

23	予算及び財政投融资計画の説明	"
24	毎月勤労統計調査	統計情報部
25	就労条件総合調査(18年)	"
26	賃金構造基本統計調査(17、18年)	"
27	林業労働者職種別賃金調査(16年)	"
28	労働者派遣事業報告(16、17年度)	職業安定局
29	児童手当事業年報(16、17年度)	雇用均等・児童家庭局
30	公的年金各制度の財政収支状況	年金局
31	総合農協統計	農林水産省経営局
32	農業経営統計調査	農林水産省統計部
33	漁業センサス(15年)	"
34	漁業経営調査	"
35	漁業就業動向調査	"
36	農林業センサス	"
37	国有林野事業統計書(16、17年度)	林野庁国有林野部
38	商業統計調査(14、16、19年)	経済産業省調査統計部
39	自動車分解整備業実態調査	国土交通省自動車交通局
40	鉄道輸送統計年報(16、17年度)	国土交通省総合政策局
41	陸運統計要覧(16、17年度)	"
42	学校給食実施状況調査	文部科学省スポーツ・青少年局
43	学校基本調査(16、17年度)	文部科学省生涯学習政策局
44	地方教育費調査(16、17年度)	"
45	日本の廃棄物処理(16、17年度)	環境省廃棄物・リサイクル対策部
46	社会保障給付費(16、17年度)	国立社会保障・人口問題研究所
47	企業年金に関する基礎資料	企業年金連合会
48	組合決算概況報告(16、17年度)	健康保険組合連合会

## 2 生産額

産業分類ベース(必ずしもアクティビティベースとは一致しない)で従業者数、賃金単価を推計し、産業別の賃金単価×従業者数の値を積み上げて雇用者所得の国内生産額とした。

### (1) 産業別従業者数の推計

推計を行った従業者は以下のとおりである。

- ・個人業主
- ・無給の家族従業者
- ・有給役員
- ・常用雇用者
- ・臨時・日雇雇用者

このうち雇用者所得推計の対象となるのは、有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者である。また、役員であっても無給の者や、無償のボランティア労働などは推計対象に含めていない。

従業者数推計として、まず、

#### ア 個人ベースの従業者数推計値

「国勢調査」から推計した従業者数を、「就業構造基本調査」から推計した本業従事者数に対する副業従事者数割合で膨らませた従業者数

#### イ 事業所ベースの従業者数推計値

「事業所・企業統計調査」から推計した従業者数

の2種類の推計値を算出した。次に、両推計値を比較して、個人ベース、事業所ベース、双方の大規模統計を考慮した従業者数推計値とした。

これは、基礎資料を一つの統計に限定することでおじるおそれのある推計漏れや、複数の統計を使い分けることで生じるおそれのある重複推計といった問題を回避するための措置である。

なお、「国勢調査」、「事業所・企業統計調査」等は、或る一時点での調査であるから、1年間における取引を表章する産業連関表の単位とは一致しない。そこで、1年間における人数の変動を考慮に入れるため、「労働力調査」の月次変化を参考にした。

### (2) 産業別賃金単価の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役員の別に1人当たり平均賃金を推計した。社会保険料(雇用主負担)、その他の給与及び手当は、常用雇用賃金単価に対する比率を推計し、先に求めた常用雇用賃金単価に乗じて算出した。

#### ア 常用雇用賃金単価の推計

「毎月勤労統計調査」の調査対象となっている産業についてはその結果を用い、調査対象外となっている産業については次のとおりとした。

- ・農林漁業は「法人企業統計」の従業員単価を採用
- ・公務（中央）は、「国の決算書」と予算定員から算出
- ・公務（地方）は、「地方財政統計年報」及び「地方公務員給与の実態」を利用

#### イ 臨時・日雇賃金単価

「賃金構造基本統計調査」を用いて、常用労働者給与単価に対する比率を算出した。

#### ウ 役員俸給単価

「法人企業統計」を用いて、従業員給与単価に対する比率を算出した。

#### エ 社会保険料、その他の給与及び手当の単価

「就労条件総合調査」を用いて現金給与総額に対する比率を算出した。

### (3) 産業別雇用者所得の推計

(1)で推計した従業者数に(2)で推計した賃金単価を乗じて、産業別に雇用者所得を算出した。

ただし、社会保険料（雇用主負担）については、就業形態の多様化が進んでおり、常用雇用者の中には社会保険料が適用されない者が多数含まれていると考えられる等の理由から、各種決算書や「社会保障給付費」を用いて推計した結果に置き換えた。また、給与住宅差額家賃については、「就労条件総合調査」で把握できる『社宅に関する費用』が給与住宅差額家賃の範囲と厳密に一致しないことから、「住宅・土地統計」をベースに別途推計した結果に置き換えた。

### 3 産出額

2 (3)の産業別雇用者所得を、産業分類と基本分類の対応関係に基づいて、基本分類別結果に組み替えた。その際、「工業統計」や各種業務資料等、産業連関表のアクティビティをより的確に捉えていると思われる資料が存在する場合は、必要に応じて他データに基づく推計値に置き換えた。